

インドでの標準必須特許訴訟における 暫定実施料提供命令の新展開

——FRAND 範囲未満の暫定実施料提供を
命じる緊急暫定命令の台頭——

今 浦 陽 恵*

- I 標準必須特許を巡る世界の情勢とインドの対応
- II 裁定命令（緊急型）の発令要件
- III 裁定命令（緊急型）で命じられる暫定実施料額
- IV 救済制度全体から見た裁定命令（緊急型）の位置づけと意義
- V むすびにかえて

I 標準必須特許を巡る世界の情勢とインドの対応

1 標準必須特許を巡る世界の状況と代替的救済手段への期待

標準必須特許（Standard Essential Patent。以下、「SEP」という。）¹⁾は、特許

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 23 巻第 3 号 2024 年 12 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

- 1) 標準必須特許とは、「ある標準に準拠した商品や役務を提供するために実施する必要がある特許」のこと（鈴木将文「標準必須特許の権利行使を巡る法的問題」RIETI Discussion Paper Series 15-J-061 号 5 頁（（独）経済産業研究所、2015）（<https://www.rieti.go.jp/publications/dp/15j061.pdf>、2024 年 8 月 9 日最終閲覧））。

また、標準とは、「関連する人々の間で利益又は利便が公正に得られるように、統一し、又は単純化する目的で、もの（生産活動の産出物）及びもの以外（組織、責任権限、システム、方法など）について定めた取決め」と定義されている（財団法人日本規格協会「標準化及び関連活動——一般的な用語 JIS Z 8002: 2006 (ISO/IEC Guide 2: 2004)」12 頁（2006 年 11 月 20 日））。

標準化にはコストダウン効果があり、標準が普及することで市場が拡大し、利用者の利益の保護が期待できる（江藤学編『標準化教本——世界をつなげる標準化の知識』9 頁（一般財団法人日本規格協会、2016））。

権侵害紛争における特殊な一類型として注目を集めている。その特殊性は、他者に実施権を付与するか否かという特許権者が本来有する自由がSEPでは制限されていることに由来する。すなわち、SEPを有する特許権者（以下、「SEP保有者」という。）は一般に、標準策定時に標準設定団体に対して、関連する特許を無償又はFRAND²⁾条件で実施許諾する意思を表明している。このため、SEP保有者は標準ないしSEPの実施を希望する者による実施を拒むことはできず、両当事者は実施契約の締結に向け交渉を重ねることとなる。実務上は、多くの場合で、標準ないしSEPの実施を希望する者は、SEP保有者の許諾を得ずに実施を開始し、その後両当事者が交渉を行う。実施契約が締結されるまでの間、SEPは実施許諾を得ずに実施されていることとなる（以下、実施許諾を得ずにSEPの実施をする者を「SEP無権実施者」という。）³⁾。

当事者間の交渉では紛争解決できず、訴訟に発展する場合がある。SEP侵害訴訟の特殊性は、SEP保有者が有する差止請求権が制限されることにある⁴⁾。これは、いわゆるホールドアップ問題への対応として生じている。ホールドアップ問題とは、SEP無権実施者の事業が、他の技術への乗換えが困難な状況において、SEP保有者からの差止の脅威に直面し、不利なライセンス条件を強いられることをいう。一方で、ホールドアップ問題への対処が過度になると、今度は、ホールドアウト問題を引き起こす。これは、SEP無権実施者が、差止が認められないと見込んで、SEP保有者からのライセンス交渉に誠実に対応しないという問題である⁵⁾。ホールドアウト問題は、SEP保有者から実施許諾を得て事業を実施する者との間で、SEP無権実施者に不当な競争優位性を与えるものであり、

2) 公平、合理的かつ非差別的（Fair, Reasonable, and Non-Discriminatory）に行う実施許諾のこと。

3) See DR. JUSTUS BARON ET AL., EMPIRICAL ASSESSMENT OF POTENTIAL CHALLENGES IN SEP LICENSING 141 (2023) *available at* <https://www.lexisnexisip.com/wp-content/uploads/2023/09/Empirical-Assessment-of-Potential-Challenges-in-SEP-Licensing.pdf>. 4GのSEPの場合、実施者の実施開始から実施契約の締結まで平均3.75年要しているとされている。

4) 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き（第2版）」1頁（2022年6月）（<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/rev-seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf>、2024年8月9日最終閲覧）。

5) 特許庁・前掲注4）1頁。

放置することは適切ではない。したがって、SEP 侵害訴訟に対しては、ホールドアップとホールドアウトという相反する問題に適切に対処するバランスの取れた制度設計が求められる。

上記課題に対して、各国・地域では SEP 侵害訴訟への対応が図られている。例えば、欧州では、2015 年の HUAWEI 対 ZTE 事件判決において、欧州司法裁判所（以下、「CJEU」という。）は、両当事者が従うべき交渉規範（以下、「HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範」又は単に「欧州の交渉規範」という。）⁶⁾を示している。また、米国では、2006 年の ebay 判決⁷⁾によって差止に制限が加えられた結果、終局判決後に侵害者が侵害行為を継続する場合に支払うべき実施料を、Ongoing royalty として裁判所が示す実務が確立している⁸⁾。

また、学術界でも SEP 侵害訴訟における代替的救済手段の必要性を訴える声がある。例えば、Shapiro は、法と経済学の観点から SEP 侵害訴訟について検討している⁹⁾。そして、金銭賠償により問題解決を図る liability rule（以下、「賠償責任ルール」という。）に基づく救済を採用することを基本的に支持している。その根拠に、スイッチングコストが大きい場合には、ホールドアップ対策として機能することなどを挙げている。その上で、SEP 救済について、米国の Ongo-

6) Huawei Technologies Co. Ltd. v. ZTE Corp. and ZTE Deutschland GmbH, 2015 C.M.L.R. 14. なお、本規範についての説明は様々な論文、書籍でなされている（例えば、鈴木・前掲注 1）37 頁や、FRAND 研究会編著「標準必須特許ハンドブック～世界の FRAND 判決から流れを掴む～（第 2 版）」91 頁、280 頁、305 頁（発明推進協会、2019）。SEP 保有者に対しては、侵害訴訟を提起する前に対象特許を特定し、侵害理由を示して SEP 無権実施者に侵害警告を行い、FRAND 条件のオファーを行うことを、SEP 無権実施者に対しては、実施許諾を受ける意思を示すとともに、FRAND 条件のカウンターオファーを行い、SEP 保有者に拒否された場合には適切な預託を行うことなどを求めている。

7) eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006).

8) J. Gregory Sidak, *Ongoing Royalties for Patent Infringement*, 24 TEXAS INTELLECTUAL PROPERTY LAW JOURNAL 171 (2016), available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3178386. 同論文では、カリフォルニア州北部地区の地方裁判所での Hynix Semiconductor Inc. v. Rambus Inc. の事件を挙げ、米国地方裁判所において、Ongoing royalty が被疑侵害者による SEP の継続使用に対して SEP 保有者を適切に保護する救済手段であると認められているとの認識を示している。

9) Carl Shapiro, *Property Rules vs. Liability Rules for Patent Infringement* (2017), <https://faculty.haas.berkeley.edu/shapiro/propvsliab.pdf>.

ing royalty 制度よりも優れたものとして、賠償責任ルールと、差止により問題解決を図る property rule（以下、「所有権ルール」という。）とを併用したハイブリッド制度を提案している¹⁰⁾。また、Nikolic は、SEP 訴訟の現状について、ホールドアップの懸念のみが対処され、ホールドアウトへの対策が殆どないと評し、「暫定支払い命令」を提案している¹¹⁾。これは、「裁判所が、被疑侵害者である実施料を支払わない SEP 無権実施者に対し、侵害訴訟係属中の被疑侵害行為の継続を認める一方、訴訟の冒頭に暫定的な支払い（interim payment）を命じる暫定救済措置」を意図している。これは、インドの裁判例に触発されたものである。Nikolic は、本命令は、SEP 保有者の利益を確保することによるホールドアウト対策に留まらず、差止の脅威を減じることによるホールドアップ対策としても機能するとしている。

2 インドにおける暫定実施料提供命令の発展

上記で言及されたインドの救済措置とはどのようなものであろうか。インドにおける SEP 紛争の特徴の一つに、中間段階（ad-interim stage）で実施料額を暫定的に裁判所が決定し、被疑侵害者に当該額を提供させながら、審理を継続する点を挙げることができる。2010 年以降、SEP 侵害訴訟において、デリー高等裁判所（以下、「デリー高裁」という。）が暫定実施料提供命令という従来にない新たな暫定救済措置を採用している¹²⁾。本命令は、「侵害訴訟係属中に被疑侵害者

10) *Id* at 30. 具体的には、以下の 2 案を提案している。第 1 案は、ongoing royalty の支払いにより侵害行為の継続を一定期間認め、その後差止命令を発令する、乃至、差止命令を発令した上で、その執行を留保する代わりに ongoing royalty の支払いを求める制度。第 2 案は、裁判所が特許権者に対し、(a) ongoing royalty か、(b) 当該企業との実施契約の締結の禁止を伴う差止命令を求めるかを選択させる制度。

11) Igor Nikolic, *Alternative remedies in standard essential patents dispute*, HOOVER IP2 WORKING PAPER SERIES No. 17009, 1 (2017), available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2973934.

12) デリー高裁を含む一部の高裁は、訴額などの所定の条件を満たす事件に対して第一審管轄権を有する。通常、第一審は単独法廷と呼ばれる 1 名の裁判官からなる法廷で審理される。また第一審の判断に不服がある場合の控訴審は、同高裁内の別の法廷で行われ、これを裁判所内控訴（intra-court appeal）と言う。通常、控訴審は合議法廷と呼ばれる 2 名の裁判官からなる法廷で審理される。

による被疑侵害行為の継続を認める一方、所定額を裁判所や特許権者に暫定提供することを被疑侵害者に命じる暫定救済措置」と定義することができる¹³⁾。

本命令は、特許権者を保護することが主たる目的とされている¹⁴⁾。特許権者は、訴訟終結時の損害賠償に対する一定の担保を確保でき、場合によっては訴訟期間中に暫定実施料を受領することで、研究開発投資等、自身の活動に利用することもできる。また、被疑侵害者は一定額を提供することで、被疑侵害行為の差止を受けずに事業継続が可能になるという利益を享受する。また、正規に実施料を支払っている者の視点に立てば、被疑侵害者が訴訟終結を待たずに一定額を提供することにより、公平な競争環境が早期に形成されるという利点がある¹⁵⁾。このように、一見すると、ホールドアップとホールドアウトの両問題に対して適切に対処され、正規に実施料を支払っている者も含めたSEPに関連する者がそれぞれ利益を得られる制度設計がなされているように解される。

本命令は、「2022年特許訴訟に関するデリー高等裁判所規則¹⁶⁾」において以下の通り規定されることで、成文規定として追認されるに至り、特許権侵害訴訟における暫定救済の一類型としての地位を確立している¹⁷⁾。

「5. 訴訟の第一回審理

13) インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令について、その要件や重要性等について議論したものとしては、Nikolic, *supra* note 11 のほか、Yogesh Pai, *Patent Injunction Heuristics in India*, in PATENT LAW INJUNCTIONS, 17 (Rafal Sikorski ed., 2018), available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3305029 や、今浦陽恵「インドでの特許権侵害訴訟における暫定実施料提供命令——代替的救済手段の確立・発展とその発令要件——」一橋法学 21 巻 3 号 1097 頁 (2022) 等。

14) See *Vringo Infrastructure Inc. and Anr. v. Indiamart Intermesh Ltd. and Ors.*, 2014: DHC: 3704, para. 38. なお、本稿において判決や命令を引用する際は、主たる本案訴訟の番号のみ記し、併合審理されている訴訟や中間申請の番号は省略する。

15) See *Telefonktiebolaget LM Ericsson (Publ.) v. Lava International Ltd.*, 2016 SCC OnLine Del 3716, para. 71.

16) High Court Of Delhi Rules Governing Patent Suits, 2022, No. 14/Rules/DHC.

17) See Justice Madan B. Lokur et al., *Chapter 6 India*, in AN INTERNATIONAL GUIDE TO PATENT CASE MANAGEMENT FOR JUDGES 273 (2023), available at <https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo-pub-1079-en-an-international-guide-to-patent-case-management-for-judges.pdf>.

- (v) 侵害が一応立証された場合、裁判所は、例外的に、裁判所が適切と考える条件で、差止命令の代わりに金銭支払の指示を下すことができる。」

その一方で、運用状況に目を向けると、上記規則制定時には本命令は発令機会のない停滞期に陥っていた¹⁸⁾。本命令の発令は、インド民事訴訟法典¹⁹⁾（以下、「インドCPC」という。）第39オーダー第1、2規則²⁰⁾に基づく、被疑侵害行為の予防や暫定的停止を命じる仮差止²¹⁾の要件を充足することを発令の原則としていた。このため、中間段階における審理が長期化していたのである²²⁾（以下、インドCPC第39オーダー第1、第2規則に基づく暫定実施料提供命令を、「裁定命令（仮差止要件充足型）」という。）。

中間段階における審理の長期化などにより、インドでのSEP侵害訴訟が徐々にホールドアウトを助長する傾向に傾く中、特許権者側は近年新たな訴訟戦術を導入している。その一つが、侵害仮差止の要件充足性を判断せずに暫定処分を下す、緊急暫定命令（pro tem order）による暫定実施料提供命令を求めるものである。同命令は、2014年に一度だけ発令され、その後の発令実績はなかった²³⁾。

18) 暫定実施料提供命令の発展過程については、今浦・前掲注13)を参照。

19) The Code of Civil Procedure, 1908, No.5 of 1908. 現行法の規定については、India Code: The Code of Civil Procedure, 1908, https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2191?sam_handle=123456789/1362, last visited Sep. 24, 2024 から参照可能。また、インドCPCを含むインドの法制度の概要を紹介したものとして、香川孝三「インドの法制度」『アジア諸国の法制度（改訂版）』289頁（アジア経済研究所、1982）。

20) 仮差止命令及び中間命令について規定されている。

21) 暫定実施料提供命令は広義の仮差止（interim injunction）の一種である場合がある。したがって、暫定実施料提供命令を含む広義の差止又は仮差止と区別する意味で、必要に応じ、被疑侵害行為を予防・停止させる狭義の差止又は仮差止を本稿では「侵害差止」又は「侵害仮差止」という。

22) See Nokia Technologies Oy v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp Ltd & Ors., 2022: DHC: 4935, para. 8.

23) 具体的には、ERICSSON対XIAOMI事件において2014年12月16日に発令されている。しかし、同命令は、一方的侵害仮差止命令が発令された後に、被告からの控訴によって発令されており、両当事者の主張に基づく事実認定は行っていないなど、2023年に一定の基準が示されて以降の判決とはその内容を異にしている（See Xiaomi Technology & Anr. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (PUBL) & Anr., (2015) 61 PTC 282.）。

そのような中、2023年7月3日、デリー高裁は、上記のデリー高等裁判所規則やインドCPC第151条²⁴⁾等を根拠に、事実が十分に保証する場合 (if the facts so warrant)、実体的事項 (merits) について詳細な検討無しに緊急暫定命令によって暫定実施料提供命令を発令できる旨²⁵⁾判示した。そして、以降2024年5月末までの間に計4件のSEP侵害訴訟において、緊急暫定命令に基づく暫定実施料提供命令 (以下、「裁定命令 (緊急型)」という。) が発令されている²⁶⁾。

表 1.1 裁定命令 (緊急型) が発令された SEP 事件 (デリー高裁・2023 年以降)²⁷⁾

事件名	出訴日	発令日	現状
NOKIA 対 OPPO 事件	2021/07/03	①2023/07/03	和解 (2024/02/13)
ATLAS 対 TP-LINK 事件	2023/08/18	①2023/08/28 ②2023/10/13	係属中
PHILIPS 対 OPLUS 事件	2019/10/14	①2023/12/20	和解 (2024/01/16)
IDC 対 OPPO 事件	2021/12/11	●2022/10/06 ②2024/02/21 ③2024/05/31	係属中

このように、インドでの SEP 侵害訴訟における暫定実施料提供命令は新展開

- 24) インドCPCの諸規定によって限定されることのない固有の権限を裁判所が留保する旨が規定されている。
- 25) See *Nokia Technologies Oy v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp Ltd & Ors.*, 2023: DHC: 4465-DB, paras. 53-58 and 72-78.
- 26) 暫定実施料提供命令は、当事者間の合意に基づく同意命令による発令と、裁判所の裁定 (以下、「裁定命令」という。) による発令の2種類に大別される。また、裁定命令は、以下の4類型にさらに細分化される。すなわち、本論文が主な検討対象とする裁定命令 (緊急型) と、侵害仮差止命令の代替手段として発令される裁定命令 (仮差止要件充足型) があることは既に述べた。この他、過去には、仮差止要件を充足しないと判断されたにも関わらず暫定実施料提供命令が発令された事例もあった (以下、裁定命令 (仮差止要件非充足型) という。)。また、暫定命令が発令された後に、当該命令の変更を求めて被告が中間申請や控訴をした結果として発令される類型もある (以下、裁定命令 (被告申請型) という。)。この型には、侵害仮差止命令から暫定実施料提供命令への変更を求めるものと、一度命じられた暫定実施料提供命令について減額等その提供条件の変更を求めるものとが含まれる。なお、本稿では説明の便宜上、裁定命令 (緊急型) 以外の裁定命令を総称して、裁定命令 (中間段階型) と呼ぶことがある。
- 27) 一つの事件で複数の暫定実施料が発令される場合があるため、発令日の冒頭の丸囲数字にて、各事件での発令順に番号を付す。●は同意命令、◎は裁定命令 (緊急型)、○は裁定命令 (被告申請型) を意味する。

を迎えている。すなわち、中間段階での暫定実施料提供命令に加え、当該審理に先立つ緊急暫定段階での審理においても暫定実施料提供命令が発令されうる²⁸⁾という、大きな状況変化が生じている。攻撃側・防御側いずれも、この状況変化を適切に把握したうえで、SEPに対する交渉戦術を再構築する必要がある。また、インドの新たな紛争解決手段の法的性質を明らかにすることは、各国の制度設計担当者にとっても重要な示唆を与えることになる。

3 先行研究

インドでの暫定実施料提供命令については、様々な先行研究がなされている。例えば、上述の Nikolic (2017)²⁹⁾は、SEPを巡る紛争において両当事者にとってバランスの取れた代替紛争解決手段として、終局判決前での暫定支払命令の必要性を訴えている。そして、一応有利な事件であることを前提に暫定実施料の提供を命じたインドの事例を自身の提案に沿うものとして紹介している³⁰⁾。また、Bharadwaj・Yoshioka-Kobayashi (2018)³¹⁾は、インドにおけるSEPの暫定実施料及びその算定方法について日米欧における裁判や政策との関連を分析している。しかし、これらの主眼は代替的な紛争解決メカニズムの必要性を論じるものであり、暫定実施料を扱った事件を包括的に分析したものではない。

一方、Pai (2018)³²⁾や、今浦 (2022)³³⁾は裁定命令（仮差止要件充足型）を主たる検討対象として、暫定実施料提供命令の発令要件について検討している。さ

28) 緊急暫定段階は、広義には中間段階の一部である (See Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp. Ltd. & Ors. v. Interdigital Technology Corp. & Ors, 2023: DHC: 4547-DB, para. 51.)。ただし、本稿では、緊急暫定段階を除く、狭義の中間段階を、単に「中間段階」ということとする。

29) Nikolic, *supra* note 13, at 12.

30) *Id.* at 12.

31) Ashish Bharadwaj & Tohru Yoshioka-Kobayashi, *Regulating Standard Essential Patents in Implementer-Oriented Countries: insights from India and Japan*, in MULTI-DIMENSIONAL APPROACHES TOWARDS NEW TECHNOLOGY: INSIGHTS ON INNOVATION, PATENTS AND COMPETITION, PATENTS AND COMPETITION 185 (Ashish Bharadwaj et al. eds., 2018), available at https://link.springer.com/chapter/10.1007/978-981-13-1232-8_10.

32) Pai, *supra* note 13.

33) 今浦・前掲注13)。

らに、Agarwal (2018)³⁴⁾は、インドの暫定実施料提供命令について、SEP に関するいくつかの事例と発令要件を略述した上で、本命令について、訴訟中に両当事者の利益が損なわれないための効果的方法であり、インド当局が知的財産権の保護に力を入れていることを示す意味でも大きな役割を果たしている旨述べている。しかし、上記の4つの先行文献はいずれも裁定命令（緊急型）については扱っていない。

これに対し、Kaushal (2024)³⁵⁾は、インドでのSEP訴訟における裁定命令（緊急型）の暫定実施料提供命令について、2023年以降のデリー高裁の判決について触れた上で、その中の1事件における判示内容についての分析を行っている。その上で、同命令について、両当事者のバランスを保つとの評価を示しつつ、時機に適さない申請は、SEP保有者を不当に利するとの懸念を示した。しかし、発令要件やその救済内容などの詳細な分析は行っていない。

そこで、本論文では、裁定命令（緊急型）それ自体の法的性質、及び同命令が加わったことによりインドでのSEP紛争に関する救済制度がどの様に変容したかを明らかにすることを目的とする。

4 本稿の構成

本稿では、まず、第Ⅱ章では裁定命令（緊急型）の発令要件、次に、第Ⅲ章で

34) Pankhuri Agarwal, *Interim Arrangements: Frequent and Effective in SEP Litigation in India*, SPICYIP (Jan. 5, 2018), <https://spicyip.com/2018/01/interim-arrangements-frequent-and-effective-in-sep-litigation-in-india.html> (last visited Aug. 09, 2024).

35) Tejaswini Kaushal, *Secrets and Standards: Analysing Pro-tem Securities in InterDigital v. Oppo [PART II]*, SPICYIP (Jun. 19, 2024), <https://spicyip.com/2024/06/secrets-and-standards-analysing-pro-tem-securities-in-interdigital-v-oppo-part-ii.html> (last visited Aug. 09, 2024).

「時機に適さない申請」との批判は、当該論文で検討対象とされた命令が、一度同意命令が発令された後に発令されたことによる。

このほか、裁定命令（緊急型）の事件を紹介したものとして、Brian Scarpelli & Priya Nair, *A Call To Action: Guiding A Fair Standard Essential Patent Licensing Process For A Thriving Indian Economy*, (Aug. 14 2023), https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=4536835 (last visited Aug. 09, 2024)。ただし、公表日はSSRNの記載に基づくが、裁定命令（緊急型）として紹介されている2つの事件のうち一つは2024年に判示されたものであり、公表日は2024年中であると解される。

は同命令で命じられる暫定実施料の額について、それぞれ検討する。そして、第Ⅳ章において、SEP侵害に対するインドの救済制度全般から見た、裁定命令（緊急型）の位置づけと意義について論じる。第Ⅴ章では、議論を総括した上で、今後の展望及び残された課題について述べる。

Ⅱ 裁定命令（緊急型）の発令要件

本章では、裁定命令（緊急型）の発令要件について検討する。まず、1において、インドCPCにおける根拠条文について確認する。その上で、2において、「事実が十分に保証する場合」という基準について、具体事例でどのような事実認定がなされているかを確認し、3において、各事件で認定された事実から導かれる発令要件を検討する。また、4において、発令要件として援用される HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ 1 参照）についてのインド司法の解釈について述べる。さらに、5において、SEP無権実施者が自発的に提供した銀行保証との関係について検討する。

1 インドCPC上の根拠規定

インドCPCは、インドにおける民事訴訟手続きを定めた法律である。全11部158条と、別表第1（The First Schedule）からなる。別表第1には、全51のオーダーの下に多数の規則が規定されている。各条には一般的な原則に関する規定が定められ、各規則には具体的な手続きが規定されている。

特に、インドCPC第6部（追加的手続き）第94条（c）及び（e）において、正義の目的が損なわれるのを防ぐために、仮差止命令及び裁判所が正当かつ便宜的と考えるその他の中間命令（interlocutory order）の形で、暫定的な救済を与える権限が裁判所に与えられている。本規定が、暫定実施料提供命令に通底する根拠条文となる。

従来の中間段階での暫定実施料提供命令は、仮差止命令及び中間命令について規定している別表第1の第39オーダーを根拠としている。

これに対して、裁定命令（緊急型）は、第39オーダーを直接的な根拠としな

い³⁶⁾。むしろインド CPC の条文や規則には記載されていない、インド裁判所が有する固有の権限に基づくものとして発令されている。このことから、第 11 部（雑則）第 151 条の、「本インド CPC のいかなる規定も、正義の目的のために必要な命令を下すという裁判所が有する固有の権限を制限し、又は、影響を与えない」との規定を根拠とする。本条は、CPC における明示的な文言で直接的に射程に含まれていないかもしれないが、これらの原則に類似する事件を対象に含めるために援用される³⁷⁾。

2 各事件の概要と裁判所によって認定された事実

裁定命令（緊急型）は、「事実が十分に保証する」場合、実体的事項について詳細な検討無しに発令できる³⁸⁾。それでは、どのような場合に事実が十分に保証するという発令要件を満たすのか。以下では、2023 年以降に裁定命令（緊急型）が命じられたことが明らかとなっている全 4 事件での裁判所の認定を確認する³⁹⁾。

(1) NOKIA 対 OPPO 事件

本事件は、2021 年 7 月 3 日に特許権者である原告 NOKIA が、中国の大手通信機器メーカーである被告 OPPO に対して恒久的差止等を求めて提起した特許権侵害訴訟である。NOKIA は、2G から 5G に対応する係争特許 3 件を有しており、両者はクロスライセンス契約を締結していたが、同契約は 2021 年に失効した⁴⁰⁾。しかし、契約満了後の新たな契約は合意に至らず、少なくともドイツ、中国、インドで訴訟に展開していた。インドにおいては、NOKIA は中間申請（Interlocutory Application）として、インド CPC 第 39 オーダー第 1、第 2 規則

36) ただし、裁定命令（緊急型）は、広義には同規定の範疇に含まれる旨も判示されている（*See supra* note 28.）。

37) *See judgement cited supra* note 25, para. 78.

38) *Id.* para. 58.

39) 2024 年 7 月 30 日時点。ただし、命令文の公表にあたり、命令文中の機密情報を黒塗りするための期間が両当事者に与えられる場合があり、上記日付以前に更なる命令が発令されている可能性はある。

40) *See judgement cited supra* note 22, paras. 11 and 82.

に基づき、侵害仮差止命令又は代替的な中間取決である裁定命令（仮差止要件充足型）の発令を求めた⁴¹⁾。その際、NOKIA は、その決定までに、複雑な技術的問題を考慮すると時間がかかる可能性を懸念し、同中間申請と併行して、インド CPC 第 151 条等⁴²⁾を根拠にした別の中間申請を申請し、裁定命令（緊急型）として、OPPO に対し、NOKIA に支払われるべき FRAND レートでの暫定実施料を裁判所に預託すべき旨指示することを求めた⁴³⁾。

本事件の第一審では、裁判所は、裁定命令（緊急型）について、極めて限定的な範囲で認容される可能性を認めたものの、原告の申請自体は認容されなかった⁴⁴⁾。この判断に対しては、別訴である ERICSSON 対 INTEX 事件の控訴審判決で厳しく糾弾された⁴⁵⁾。そして、2023 年 7 月の本事件の控訴審判決において、2023 年以降で最初の裁定命令（緊急型）が発令されるという経緯を辿っている⁴⁶⁾。

裁判所は発令にあたり、HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（I 1 参照）の通りに交渉段階において預託を行うことは、実施者の義務である旨述べた⁴⁷⁾。その上で、緊急暫定命令及び中間命令は、必然的に事実関係（factual matrix）に依存する⁴⁸⁾とし、本件について訴訟から 2 年経過しているにも関わらず、被告 OPPO が一銭の支払いもしていないこと⁴⁹⁾に言及した。

41) *Id.* para. 11.

42) *Id.* paras. 9. 具体的には、インド CPC 第 39 オーダー第 10 規則。同規則は、「裁判所に対する金銭等の預託」を規定しており、一方当事者が、他の当事者に対し金銭等を支払うべきことを認めている場合、裁判所は、当該金銭等を、裁判所に預託するか、他の当事者に引き渡すことを命じることができる旨規定されている。

43) *Id.* paras. 9-10. ただし、本申請が却下されたことに対する控訴審において、原告は、第一審の裁判官の同認定は誤りであり、FRAND 料率の暫定実施料は要求していない旨主張している（*See judgement cited supra* note 25, para. 11.）。

44) *See judgement cited supra* note 22.

45) *See* Intex Technologies (India) Ltd v. Telefonaktiebolaget L M Ericsson (Publ), 2023: DHC: 2243-DB, paras. 112-117. ただし、本事件は、SEP 訴訟ではあるものの、NOKIA 対 OPPO 事件とは、原告、被告とも異なっている。また、その論点も、第一審で発令された裁定命令（仮差止要件充足型）の発令の是非および救済内容に関するものであり、NOKIA 対 OPPO 事件との直接の関連はない。

46) *See judgement cited supra* note 25.

47) *Id.* para. 51.

48) *Id.* para. 58.

そして、裁定命令（緊急型）は、通常は、係争特許の必須性と有効性に関する一応の（prima facie）認定が記録された後に命じられるとの原則を示した。しかし、本件では、NOKIA の特許の必須性と有効性に対する OPPO の主張は後付けに過ぎない⁵⁰⁾とし、詳細には立ち入らなかった。その理由として、OPPO は NOKIA の元実施権者であり、NOKIA の SEP に対して 2021 年 7 月開始の新たな実施契約を確保する義務を負っていることを認めていることを挙げた。また、OPPO は中国において、FRAND 率決定のための訴訟を提起していた。このことについて、デリー高裁は、NOKIA が SEP を保有すること、OPPO がそれに対し FRAND の実施料で実施契約を受けなければならないということを、OPPO が一応認めるものであると認定した⁵¹⁾。そして、これらから、侵害について一応有利な事件であることが疎明されたと結論付けた⁵²⁾。

また、被告 OPPO は、世界売上げをカバーすることを意図して⁵³⁾ドイツで銀行保証を提供していた。しかし、デリー高裁は、当該銀行保証は契約締結前の被疑侵害行為に対する担保（security）にはならない旨⁵⁴⁾判示した。その理由として、以下を挙げた。

- ・当該銀行保証は、何らかの裁判所が下した特定の指示に従ったものではないこと
- ・当該銀行保証は FRAND 契約が締結された場合であって、かつ、いまだ締結に至っていない契約に基づく支払いが不履行であった場合のみ現金化可能であること

49) *Id.* para. 57.

50) *Id.* para. 81.

51) *Id.* para. 83.

52) *Id.* para. 84. このほか、インド CPC 第 39 オーダー第 10 規則に基づき要求される認諾は、原告が請求する金銭の額ではなく、ライセンシー・ライセンサーの関係又はその結果として生じる実施料の支払い義務の存在を被告が認めることである旨も判示されている（*Id.* para. 70）。

53) *Id.* para. 26. なお、ドイツの先例として、権利者からの全世界でのライセンス提供の申出に応じず、実施者がそのカウンターオファーをドイツのみに限定したため、実施者のカウンターオファーは FRAND ではないとしたものがある（*See Saint Lawrence Communications v. Deutsche Telekom*, Regional Court of Mannheim, 2 O 106/14 (2015), para. 59.）。

54) *Id.* para. 97-103.

- ・当該銀行保証はデリー高裁の管轄外であること

なお、これに加えて、ドイツの裁判所がOPPO社をunwilling licensee⁵⁵⁾と認定したことも根拠に、当該銀行保証の不十分さも挙げている。

(2) ATLAS 対 TP-LINK 事件

次に本命令が発令されたのは、2023年8月のATLAS対TP-LINK事件である。ATLAS社の係争特許はWi-Fi6規格に関するものであり、Wi-Fi関連製品の最大の製造業者であるTP-LINK社と2021年6月以降、実施契約締結に向けた交渉をしていた⁵⁶⁾。しかし、当事者間の交渉では合意に至らず、様々な管轄区域で訴訟に発展していた。本事件では出訴から10日後に裁定命令（緊急型）が発令されている。

本命令では、上記のERICSSON対INTEX事件（Ⅱ2(1)参照）の控訴審判決及びNOKIA対OPPO事件（Ⅱ2(1)）の控訴審判決の関連部分（HUAWEI対ZTE事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ1参照）を引用した箇所を含む）を引用しつつ、本件について以下の事実を認定した⁵⁷⁾。なお、本件以降、裁定命令（緊急型）の発令に際し、裁判所は認定した事実を列記している。

- ・被告は、原告の特許を認識している。
- ・被告は、ライセンスを取得するために原告と交渉している。
- ・原告の特許は、マーケットリーダーを含むさまざまな第三者に実施許諾されているSEPである。
- ・原告は当該特許の実施許諾のオファーをしたが、被告は実施許諾を受けずにその製品の販売を開始した。交渉は2年近く続いている。
- ・二カ国で訴訟係属中にもかかわらず、当事者間で実施契約が締結されていない

55) 一般に、「FRAND条件によるライセンス契約を締結する意思のある者」はwilling licenseeと呼ばれ、「FRAND条件によるライセンス契約を締結する意思を有しない者」はunwilling licenseeと呼ばれる。欧州では、HUAWEI対ZTE事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ1参照）を満足したSEP無権実施者はwilling licenseeと認められ、これを満足しない場合、unwilling licenseeと判断される。

56) See Atlas Global Technologies LLC v. TP Link Technologies Co Ltd & Ors., 2023: DHC: 6256, paras. 11-16.

57) *Id.* para. 39.

い。

- ・ 2023 年 8 月現在、被告はカウンターオファーを行っている。
- ・ 原告は、係争特許の必須性と侵害を立証するために、クレームチャートマップを提出し訴訟記録に登録した。
- ・ インドにおける被告の事業の大部分は中国からのデバイスの輸入によるものであり、原告に何らの実施料も支払っていない。
- ・ 第四被告が行っている現地製造に対してさえ、実施料の支払いは一切ない。
- ・ 裁判所が発行した事前送達と通知にもかかわらず、ほとんどの被告は出廷しないことを選択した。
- ・ インドが被告の最大の市場の 1 つであることは、交渉文書から明らかである。
- ・ 原告が何らの実施料も受け取らず、異なる管轄地域で特許権を主張している間、被告は、製品を販売し収益を上げ続けている。

(3) PHILIPS 対 OPLUS 事件

次に裁定命令（緊急型）が発令されたのは、PHILIPS 対 OPLUS 事件である。原告である PHILIPS は、3G 及び 4G にかかる 5 件の SEP に基づき、OPPO 傘下の中国のスマートフォンメーカーである ONEPLUS 及びそのインド子会社らを提訴した。

本事件は、2019 年 10 月に訴訟提起され、2022 年 4 月に裁定命令（緊急型）に関する判決予告がなされた⁵⁸⁾。しかし、2022 年 11 月に発令された上記の NOKIA 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(1)）の第一審が示した命令の内容を考慮に入れるよう被告が要請し⁵⁹⁾、当該判決予告が解除された。その後、上記の ERICSSON 対 INTEX 事件（Ⅱ 2(1)参照）の控訴審判決及び NOKIA 対 OPPO 事件の控訴審判決が発令され、両当事者に対し上記 2 事件の判決を受けて意見を述べる機会が与えられた⁶⁰⁾。これらを経て、再度判決予告がなされ⁶¹⁾、2023 年 12 月に裁定命令

58) See Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 06/04/2022).

59) See Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 13/12/2022).

(緊急型)が発令された⁶²⁾。

この事件でも、上記の HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範 (I 1 参照) に則った実施者の義務について確認した⁶³⁾上で、裁判所は以下の点に言及した⁶⁴⁾。

- ・原告から送付された訴訟提起前の通信と、被告のその応答から、被告が係争特許を認識していたことに疑いの余地がないこと
- ・原告は被告に対して実施許諾のオファーをし、交渉に入ろうとしたが成功しなかったこと
- ・原告と他の事業者との実施許諾は、係争特許が SEP であることを一応示すこと
- ・原告は、係争特許の必須性と侵害を立証するためにクレームチャートマップを提出したこと
- ・被告は、原告からの実施許諾のオファーや交渉の試みにも関わらず、実施許諾を受けずに製品販売を開始したこと
- ・被告は、チップセットに備わっている技術についてはチップセットメーカーだけが質問に答えられるとして、不知を貫いていること⁶⁵⁾
- ・原告が特許権を主張し、何らの実施料も受け取っていない間も、被告は製品を販売し収入を得続けていること

(4) IDC 対 OPPO 事件

本事件は、2021 年 12 月 21 日に米国 INTERDIGITAL TECHNOLOGY 社が中

60) See Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 15/07/2023).

61) See Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 02/08/2023).

62) See Koninklijke Philips N.V. v. Oplus Mobitech India Pvt. Ltd. & Ors., CS (COMM) 574/2019 (Delhi High Court, 20/12/2023).

63) *Id.* para. 17.

64) *Id.* para. 24.

65) 命令文中において、当該抗弁は、先の決定においてデリー高裁によって拒絶されている旨言及されている。

国 OPPO 社を相手に 3G、4G、5G に関する 5 件の SEP の侵害に対して提訴した特許権侵害訴訟である。

本件で原告は、被告の財務状況に鑑み、最低限、被告がカウンターオファーとして認めた金額について預託する緊急暫定取決を設定するよう求めた⁶⁶⁾。そして、2022 年 10 月 6 日に両当事者の合意に基づく同意命令により暫定実施料提供命令が発令された。両当事者が独英印の 3 カ国で並行して訴訟を行う中、被告は自身の世界売上げに基づくカウンターオファーに依拠した銀行保証を原告に提供していた。そして、同意命令は、その銀行保証に対して、一定の条件を裏書きすることにより、被告が二重に銀行保証を提供することを回避するという内容であった⁶⁷⁾。その際、裁判所は、HSBC 銀行パリ支店が発行した銀行保証の内容確認を行うために、HSBC インド支店に対し出頭を命じていた⁶⁸⁾。

ただし、本事件では、上記銀行保証の内容確認を HSBC 銀行インド支店が拒んだことなどにより、被告が適切な銀行保証を預託しないという違反を犯したという視点から再検討された⁶⁹⁾。その結果、同意命令の発令から約 1 年半後の 2024 年 2 月 21 日に、裁定命令（緊急型）が発令された。同命令における裁判官の分析⁷⁰⁾においては、HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ 1 参照）にこそ言及しなかったものの、上記の NOKIA 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(1)）の命令等に言及して、裁定命令（緊急型）の必要性に触れつつ、以下の事実を認定した。

- ・被告は HSBC 銀行インド支店から担当者を出頭させ、銀行保証をデリー高裁の管轄下に服させるという義務を果たさなかったため、同意命令の内容は

66) See Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp. Ltd. & Ors., CS (COMM) 692/2021 (Delhi High Court, 21/04/2022).

67) 同命令はデリー高裁のウェブサイトからはアクセスできないが、後の裁定命令（緊急型）の判決文から命令文の一部を確認できる (See Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp. Ltd. & Ors., 2024: DHC: 1338, para. 19.)。

68) *Id.*

69) See Interdigital Technology Corporation & Ors. v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp. Ltd. & Ors., 2024: DHC: 1338, para. 42.

70) *Id.* paras. 31-45.

実現しなかったこと⁷¹⁾

- ・2022年10月の同意命令から1年以内に審理が終了する予定だったがHSBC銀行インド支店と被告による中間申請が原因で遅れていること⁷²⁾
- ・原告の特許は今後3～5年以内に失効する予定であること⁷³⁾
- ・被告は深刻な財政難に直面しており、銀行保証によって原告の権利が保護されるかはかなりの疑問があること⁷⁴⁾
- ・被告が提供した銀行保証は、同意命令に基づく額ではなく、2022年12月1日付のカウンターオファーに基づく額であり、ドイツの裁判所は、被告をunwilling licenseeであるとして差止を命じたこと⁷⁵⁾

本命令に対して、被告は控訴した。控訴審では、本事件の手続きを振り返り、2022年10月6日の同意命令発令時に、被告が原告に対して提供したHSBC銀行パリ支店が発行した銀行保証の内容確認をするために、HSBC銀行インド支店の職員の出頭を求めた裁判官の指示⁷⁶⁾が明らかに失当であった⁷⁷⁾と判断した。そして、その後の論争は、上記の失当を起点になされたことは明らかであるとした⁷⁸⁾。

その上で、NOKIA対OPPO事件及び本事件のいずれでも、両当事者は預託を行うことに同意していたとして、本事件においても、裁定命令（緊急型）の発令を認めた⁷⁹⁾。

71) *Id.* paras. 33-34, 38.

72) *Id.* para. 36. HSBC銀行インド支店の中間申請は、裁判所への出頭指示の撤回を求めたものであり、被告の中間申請は、同意命令で同意していた、HSBC銀行パリ支店発行の銀行保証の提供に代えて、インドの銀行からの銀行保証に変更することを求める内容であった。

73) *Id.* para. 38.

74) *Id.* para. 35.

75) *Id.* paras. 37, 39-41.

76) *Id.* para. 19. なお、10月6日付の命令は、デリー高裁のHP上からは入手できない。

77) *See* judgement cited *supra* note 28, para. 74. 控訴審では、HSBC銀行インド支店は、HSBC銀行パリ支店とは異なる独立した銀行であるとした (*Id.* para. 79.)。

78) *Id.* para. 74.

79) *Id.* paras. 99-100.

なお、控訴審は、緊急暫定命令は広義の中間命令であり、裁判所は、争われた事件では何らかの暫定救済を給付する前に一応有利な事件であるとの心証を形成しなければならない⁸⁰⁾とした。NOKIA 対 OPPO 事件の控訴審判決で示した、裁定命令（緊急型）は、「通常は、係争特許の必須性と有効性に関する一応の認定が記録された後に命じられる」との原則は、これらについて争われた場合に適用されることが明らかにされたのである。

3 認定事実から導かれる裁定命令（緊急型）の発令要件

上記4事件から、訴訟提起前の事前交渉段階から緊急段階に至るまでに、HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ 1 参照）に則って預託を行う必要があり、被告がそれを満足していない場合に本命令が発令されることが分かる。また、同欧州の交渉規範は SEP を対象としており、ERICSSON 対 INTEX 事件（Ⅱ 2(1)参照）の控訴審判決において、同欧州の交渉規範では、両当事者が義務を負う旨⁸¹⁾判示されていることから、原告側に求められる要件として、SEP を有していることや、同欧州の交渉規範に則って交渉をしていることを挙げることができよう。ここで、係争特許が SEP であるとの一応の認定を受けるためには、他の実施者と実施許諾を締結している必要がある。また、IDC 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(4)）の控訴審判決で示されたとおり、係争特許の必須性と有効性について争われた場合には、これらについての一応の認定が必要である。また、NOKIA 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(1)）、IDC 対 OPPO 事件での議論に照らすと、提供された担保に対するインド裁判所による執行可能性を確保できることが求められよう。

以上まとめると、裁定命令（緊急型）は、概ね以下の点について、一応の認定が求められると言える。

- A—1) 被告による係争特許の必須性、有効性に対する主張を考慮しても、原告が SEP を有している、かつ、
- A—2) 原告が HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範に則って交

80) *Id.* para. 99.

81) *See* judgement cited *supra* note 45, paras. 63-73.

渉している

B—1) 被告が、同欧州の交渉規範に則った交渉をしていない、又は、

B—2) インド裁判所による執行管轄権が、被告の提供した担保に及ばない

上記において、Aは原告側に求められる要件であり、A—1) 及び A—2) のいずれも満足する必要がある。また Bは被告側に求められる要件であり、B—1) 及び B—2) に細分化される。B—1) 及び B—2) の少なくともいずれかに該当する場合には、本命令が発令されることとなる。

4 HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範のインドにおける解釈

HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ 1 参照）に係る上記 A—2) 及び B—1) の内容についてより明確にするために、以下では、本交渉規範をインド司法がどのように解釈しているかについて確認する。本交渉規範は SEP 保有者と SEP 無権実施者が実施契約交渉を行うに際して求められるものである。インドの裁判所は、ERICSSON 対 INTECH 事件（Ⅱ 2(1)参照）の控訴審判決において、CJEU の HUAWEI 対 ZTE 判決を基に、以下のフローチャートを示している⁸²⁾。

また、インドにおいて、SEP 保有者が willing licensor⁸³⁾として認められるための条件も示している⁸⁴⁾。すなわち、図 2.1 の「SEP 保有者による書面でのオファー」に関し、① FRAND 条件に合致するオファーを提供すること及び、② 秘密保持契約が締結されていることを条件に、SEP 無権実施者が当該オファーを非差別性（FRAND の ND）の観点から評価するために必要な情報を提供することの 2 点を満たした場合にのみ、willing licensor に該当するとしている。また、FRAND を越えるオファー（すなわち、法外な実施料率）を申し出た場合には、willing licensor とは認められないとしている。

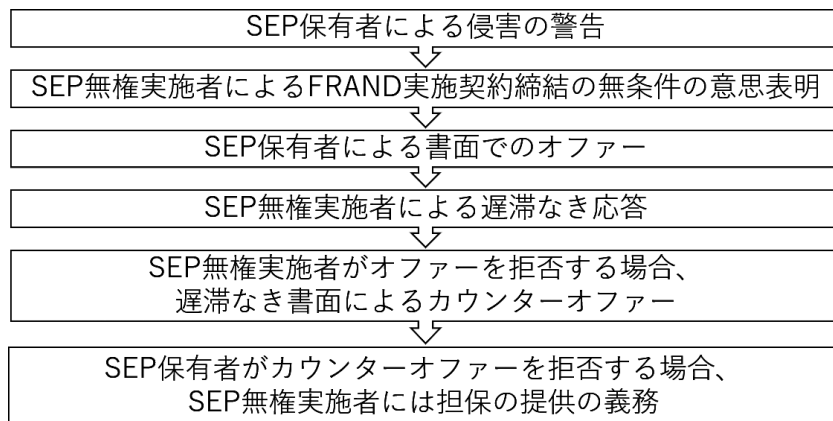
さらに、SEP 無権実施者は、図 2.1 の「SEP 無権実施者による遅滞なき応答」

82) *Id.* paras. 67.

83) 実施許諾を望むライセンサーのこと。HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範に則した交渉を行う場合、SEP 保有者は willing licensor とされる一方、上記欧州の交渉規範に則った交渉を行わない場合、unwilling licensor とされる。

84) *See judgement cited supra* note 45, paras. 69.

図 2.1 HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範



の段階で沈黙や不作為を貫く権利を有しないとしている⁸⁵⁾。すなわち、SEP 保有者が締結した他の実施契約に接する（access）ことができないことを理由にカウンターオファーをできないとすることは正しくないとした。通常、SEP 無権実施者は他の SEP 保有者と締結した自身の実施契約を情報源に、自身が支払い意欲のある適切な FRAND 料率を決定することができ、又は SEP 保有者のオファーした料率が FRAND であるか否かを決定できるというのである。

図 2.1 の「SEP 無権実施者がオファーを拒否する場合、遅滞なき書面によるカウンターオファー」及び「SEP 保有者がカウンターオファーを拒否する場合、SEP 無権実施者には担保が必要」との事項に関し、SEP 無権実施者に対しては、SEP 保有者のオファーを受け入れるか、適切な担保とともにカウンターオファーを提供することを義務付けている⁸⁶⁾。また、その理由として、そのような担保が提供されない場合、市場において不当な競争優位を獲得し、他の willing licensee に不利益を与えることに言及している。

ここで、FRAND とは何かということが、両当事者が当該交渉規範を満足しているか否かを分ける分岐点となる。これについても、ERICSSON 対 INTEX 事

85) *Id.* paras. 70.

86) *Id.* paras. 72.

件（Ⅱ2(1)参照）の控訴審判決において明らかにされている。FRAND 条件は、世界的又は国内の（locally）類似の立場にある実施者が、SEP 保有者の提案した条件に従って実施料を支払っているか否かで判断される⁸⁷⁾、とされた。すなわち、FRAND 条件とは、類似の立場にある実施者が支払っている実施料率の上限から下限まで（以下、「インド司法の認める FRAND 範囲」という。）をその範囲とすることが明らかにされたのである⁸⁸⁾。

以上の検討に基づき、裁定命令（緊急型）の要件について、再度検討する。

原告である SEP 保有者が A—2) を満たすためには、インド司法の認める FRAND 範囲内の実施料率をオファーしなければならない。すなわち、原告がオファーする実施料率は、被告と類似の立場にある少なくとも一者が支払っている実施料率を上限としなければならない。

逆に被告である SEP 無権実施者が B—1) の要件充足を回避するためには、インド司法の認める FRAND 範囲内のカウンターオファーをし、当該額の担保を提供していなければならない。なぜなら、訴訟になっている以上、当該カウンターオファーは原告によって拒否されているからである。そして、その際のカウンターオファーの実施料率は、被告と類似の立場にある者が原告と合意した最低料率以上の額でなければならない。カウンターオファーをしない場合や、カウンターオファーがインド司法の認める FRAND 範囲に満たない場合、カウンターオファー相当の担保が提供されない場合などは、B—1) の要件を充足することとなる。

以上により、A—2) と、B—1) の要件がより明らかとなった。

87) *Id.* paras. 118.

88) これについて、Gour は、他の契約との比較による評価は非差別的（ND）であることを示すのみであり、当該料率が公平（F）であることを示していないと指摘する。また、裁判所は当該評価をするために、原告に対し比較可能な契約の記録を求めているにも関わらず、被告に対しては、これら情報の無いままに、FRAND 範囲に含まれる条件のカウンターオファーを求めていることに疑問を呈している（*See Praharsh Gour, Looking for the Reasons in the Delhi High Court's FRAND Determination in the Ericsson- Lava SEP Case- Part I*, SPICYIP (Apr. 15, 2024), <https://spicyip.com/2024/04/looking-for-the-reasons-in-the-delhi-high-courts-frand-determination-in-the-ericsson-lava-sep-case-part-i.html> (last visited Aug. 09, 2024).).

5 SEP 無権実施者が銀行保証を提供する際の留意点

以下では、B-2) について検討する。ここでは、IDC 対 OPPO 事件 (II 2 (4)) が参考になる。本事件では、同意命令によって、裁定命令 (緊急型) の発令を一度は回避した。すなわち、IDC 対 OPPO 事件において、裁定命令 (緊急型) に先立って同意命令が発令されている。本事件では、両当事者が独英印の 3 カ国で並行して訴訟を行う中、被疑侵害者は自身の世界売上げに基づくカウンターオファーに依拠した銀行保証を原告に提供していた。そして、その銀行保証に対して、インド司法の判断に従うこと、ドイツ司法で判断がなされた場合新たな銀行保証を提供することなどの条件を付すことにより⁸⁹⁾、被告が二重に担保を提供することを回避した内容の同意命令が発令された⁹⁰⁾。

上記の事例から、SEP 無権実施者は、他法域で預託した銀行保証であっても、インド司法に従うことなどの条件を追加することにより、二重に担保を提供することを回避できる可能性を示した。また、両当事者がこのような同意命令を求めたことは、HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範 (I 1 参照) に基づき提供された銀行保証に対してインド司法の管轄権が及ばない場合、暫定実施料提供命令が発令されうることの裏返しでもある。

III 裁定命令 (緊急型) で命じられる暫定実施料額

第 III 章では、裁定命令 (緊急型) で提供を命じられる暫定実施料について検討していくこととする。まず、1 において、提供される実施料の額について、当該額となる理由を発令の目的から分析する。また、2 において、実際に算定される暫定実施料について確認し、3 において小括する。

89) 当該銀行保証はフランスに所在する銀行が発行したものであり、デリー高裁の管轄外であった。

90) ただし、本事件では、上記銀行保証の内容確認を銀行が拒んだことから、その後新たな裁定命令 (緊急型) が発令されたことは、2 で述べた通りである。

1 裁定命令（緊急型）の目的と FRAND 範囲未満の提供額

裁定命令（緊急型）の発令の目的は、「SEP 保有者の利益を保護するため (to secure the interest of SEP proprietor)⁹¹⁾」や「当事者間の正当な権利の均衡を図ること (balance the equities of the parties)⁹²⁾」とされている。より具体的には、SEP 無権実施者が SEP 保有者や他の willing licensees に対して有している非対称的な優位性に対して均衡を図り、市場における不公正な競争力を削ぐことを意味している⁹³⁾。また、当該命令は、SEP 保有者に何らの優位性 (advantage) を与えるものではないとされている⁹⁴⁾。

ここで、SEP 保有者に救済を給付し、「SEP 保有者の利益を保護する」にもかかわらず、「SEP 保有者に何らの優位性を与えるものではない」とはどのように解釈すべきであろうか。これは、その提供額がインド司法の認める FRAND 範囲に達しない最低保証額⁹⁵⁾であることを意味する。

上記結論に至る理由について説明するにあたり、まず、インド司法が暫定救済の中で裁定命令（緊急型）をどのように位置づけているかを確認する。裁定命令（緊急型）は、仮差止命令と関連させることはできない⁹⁶⁾とされ、その意図は、現状維持の確保、又は、第 39 オーダー第 1、第 2 規則に基づく仮差止申請又は最終段階において適切な救済を給付する裁判所の権限と能力を温存すること⁹⁷⁾と述べられている。

ここで、第 39 オーダー第 1、第 2 規則に基づく仮差止申請において発令される裁定命令（仮差止要件充足型）における発令要件の一つに、被疑侵害者が unwilling licensee であることが挙げられている⁹⁸⁾。もしも、裁定命令（緊急型）によってインド司法の認める FRAND 範囲に含まれる額の暫定実施料を提供し

91) See order cited *supra* note 62, para. 17.

92) See judgement cited *supra* note 25, para. 58.

93) *Id.* paras. 56 and 59.

94) *Id.* para. 59.

95) *Id.* para. 70.

96) *Id.* para. 59. ただし、ATLAS 対 TP-LINK 事件（Ⅱ 2(2)）では、預託を懈怠した場合に侵害仮差止を命じる旨判示されている（See decision cited *supra* note 56, para. 42.）。

97) *Id.*

98) 今浦・前掲注 13) 1125 頁。

た場合、被疑侵害者はもはや unwilling licensee でなくなる。その場合、その後の中間段階において裁定命令（仮差止要件充足型）を発令することはできなくなる。unwilling licensee である場合、中間段階では、裁定命令（仮差止要件充足型）ではなく仮差止が発令される場合もあり、終局段階においては恒久的差止命令を発令される可能性もある。したがって、裁定命令（緊急型）によってインド司法の認める FRAND 範囲内の暫定実施料の提供を命じた場合、これら中間段階や終局段階での上記の命令がいずれも発令できなくなる。すなわち、裁判所は、仮差止申請又は最終段階において適切な救済を給付する権限と能力を保持できなくなるのである。

裁定命令（緊急型）に基づく提供額を FRAND 範囲未満に抑えることは、裁定命令（仮差止要件充足型）よりも一段低い救済となることを意味する。なぜなら、裁定命令（仮差止要件充足型）は、「原告の利益を十分に保護する」ことを目的とし、SEP 無権実施者に対して合理的な実施料相当額の提供を命じるからである。このことは、前者が侵害仮差止の要件を検討していないのに対し、後者がそれを検討した上で発令していることを考えると妥当である。

なお、裁定命令（仮差止要件充足型）は、現金を原告に仮払いすることを原則とするのに対し、裁定命令（緊急型）は、いずれの事件でも裁判所に現金または銀行保証を預託するよう命じている。前者の場合には、原告は、暫定段階から同額を運転資金等に活用することが可能になる⁹⁹⁾が、後者にはこの効果はない。これは、裁定命令（緊急型）は、「SEP 保有者に何らの優位性を与えるものではない」との上記説示とも整合する。したがって、提供額に加え、提供方法の観点からも、裁定命令（緊急型）は、裁定命令（仮差止要件充足型）よりも一段低い救済となっている。

99) ただし、提供される暫定実施料と同額を国有銀行の定期預金口座に預金したり (See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) v. Gionee Communication Equipment Co Ltd & Anr, CS (OS) 2010/2013 (Delhi High Court, 31/10/2013) para. 7.)、同額の銀行保証を裁判所に提出することを求められる (See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) v. Mercury Electronics & Anr., CS (OS) 442/2013 (Delhi High Court, 10/04/2015).) 場合がある。

2 具体事例において命じられた暫定実施料額の検討

以下では、Ⅱで取り上げた4事件において、命じられた暫定実施料の額について、インド司法の認める FRAND 範囲未満の額が命じられていることを確認する。

(1) NOKIA 対 OPPO 事件 (Ⅱ 2(1))

本事件において、裁判所は、緊急段階では、被告に対し FRAND 範囲の料率を支払うよう命じていない旨断言した¹⁰⁰⁾。そして、NOKIA が FRAND であると主張する額や OPPO がカウンターオファーとして提示した額よりも低額¹⁰¹⁾で、「最小限 (minimum)」の額である、以前両当事者が契約していた際に最後に支払った額¹⁰²⁾を裁判所に預託するよう命じた。

(2) ATLAS 対 TP-LINK 事件 (Ⅱ 2(2))

本事件は、提訴から10日後の2023年8月28日に最初の暫定実施料提供命令が裁定命令(緊急型)として発令された。本命令では、被告のカウンターオファーの5分の1の額を裁判所に預託するよう命じた¹⁰³⁾¹⁰⁴⁾。また、被告のカウンターオファーは、原告の請求額の5分の1であることも述べられている¹⁰⁵⁾。即ち、本命令において命じられた暫定実施料は、原告の請求額の25分の1の額となっている。このことから、インド司法としては、FRAND 範囲未満の額の提供を命

100) See judgement cited *supra* note 25, para. 88. その際、SEP 保有者が、被告と同等の立場にある者との比較可能な実施契約を裁判所に提供していないことを、裁判所は問題視しなかった。

101) *Id.* para. 90.

102) *Id.* para. 70.

103) See order cited *supra* note 56, para. 41. なお、本判決では、被告が支払いを懈怠した場合に侵害仮差止が命じられる旨付記されている。

104) 2023年8月28日付の判決文では、伏字となっていたが、同年10月13日の変更命令において、当初の暫定実施料の額を確認できる (See *Atlas Global Technologies LLC v. TP Link Technologies Co Ltd & Ors.*, CS (COMM) 575/2023 (Delhi High Court, 13/10/2023) para. 4.)。より具体的には、被告のカウンターオファーは、500万USドルであり、裁定命令(緊急型)で命じられた額は100万USドルであった。

105) *Id.*

じる意図であったと解される。

そして、本事件では、その後 2023 年 10 月 13 日に、被告からの変更申請により減額されている¹⁰⁶⁾。被告は、減額の根拠として、係争特許の SEP にかかる標準に準拠するデバイスを、インドで約 20 万個しか販売していないことを主張している。本変更命令は、暫定取決 (an interim arrangement) と述べられており、緊急暫定取決 (a pro tem arrangement) とは述べられていない。そして、カウンターオファーが全世界を対象とするものであったと推定すると、本変更命令は、インド国内での実施を対象に FRAND 範囲内の暫定実施料として認められたものと考えることができる。

(3) PHILIPS 対 OPLUS 事件 (Ⅱ 2(3))

本事件は、提訴から 2 年経過後に発令された。その間被疑侵害行為が継続していたにも関わらず、預託額を原告の請求額の 75% に留めている¹⁰⁷⁾。他国における別訴で別の被疑侵害者に対して FRAND として認められた額を算出のベースとした¹⁰⁸⁾が、訴訟提起からの経過期間を鑑みると、FRAND 範囲未満の額が命じられたとみるべきである。

106) *Id.* para. 8. より具体的には、500 万ルピーであり、6 万 US ドルに概ね相当する。したがって、当初の命令の 6%、カウンターオファーの 1%、原告の請求額の 0.2% まで減額されたことになる。デバイス当たりで計算すると約 0.3 US ドルとなる。

107) *See order cited supra* note 62, para. 26.

108) *Id.* ここでは、減額に際し考慮された事項として、以下が列挙されているが、それが金額の増減にどのように影響したのかは何ら記されていない。

- ・複数の判決（本判決では、PHILIPS を原告とする他の管轄地域での訴訟の判決や、デリー高裁における裁定命令（緊急型）についての判決などが引用されている）
- ・他の様々な管轄地域において原告の係争特許が SEP であると認識されている点
- ・被告の交渉の失敗
- ・被告の書面陳述における係争特許に係る技術の使用に対する回避の姿勢
- ・第一被告の財務状況（インドに固定資産を有しない）
- ・第二被告がインド以外で事業を実施する中国企業であり、インドに資産を有しない
- ・提出された販売額は 2021 年 5 月までのものであり、それから 2 年が経過している
- ・係争特許 5 件中 2 件が期間満了により失効している

(4) IDC 対 OPPO 事件 (II 2(4))

本事件では、被告はグローバル実施分を対象とするカウンターオファーを額面とする銀行保証を原告に提供していた。同銀行保証は、フランスの銀行が発行したものであった¹⁰⁹⁾。このため、インドの裁判所の管轄権に服するよう銀行保証の内容を修正することに両当事者が合意し、同意命令が発令されていた¹¹⁰⁾。

しかし、銀行保証の内容確認を命じられた同銀行のインド支店がその命令を拒むなどしたため¹¹¹⁾、同意命令が履行できていない状況となっていた。内容確認命令の免除を求めた同銀行インド支店からの中間申請を審理するにあたり、被告は、インド実施分を対象に、インドの別の銀行が発行した銀行保証を提供する旨を主張した。しかし、デリー高裁（第一審）は、被告によるカウンターオファーの額をベースに、インド実施分を現金で裁判所に預託するよう命じた¹¹²⁾。ここで、被告によるカウンターオファーの額はFRANDには該当しない旨、銀行保証に明記されており¹¹³⁾、裁判所から命じられた額もFRAND範囲未満であると言える¹¹⁴⁾。

被告は本命令に対して控訴した。控訴の結果、インド実施分を対象に、インドの銀行が発行した銀行保証を原告に提供するよう判示された¹¹⁵⁾。本命令についても、そのベースは、被告によるカウンターオファーの額であり、FRAND範囲未満の額である。

なお、第一審と控訴審とでは、以下の2点において異なる。1点目は、インド実施分について、第一審では世界売上の23-25%と認定していたが、控訴審では18.7%とした点である。2点目は、第一審では現金での提供を命じたのに対し、控訴審では銀行保証の提供を命じた点である。この違いは、第一審が、被告や銀行保証の内容確認を拒んだ銀行の行為をホールドアウトの一環ととらえ、被告は

109) See judgement cited *supra* note 69, para. 19.

110) *Id.*

111) *Id.* paras. 21-23.

112) *Id.* paras. 40-43.

113) See judgement cited *supra* note 28, para. 75.

114) ドイツの裁判所においても、当該銀行保証の額はFRAND範囲未満であると判断されている (See judgement cited *supra* note 69, para. 41.)。

115) See judgement cited *supra* note 28, para. 112.

同意命令より有利な立場に立つことはできないと考えたのに対し、第二審では、そもそも発行元でない銀行に内容確認を求めた裁判所の手続きが誤りであったと考えたことに起因する。つまり、当事者間の交渉時点では、HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（I 1 参照）に則り、銀行保証を提供すれば十分であるが、この違反があった場合には、現金の提供が求められるということになる。

3 小括

以上の通り、いずれの事件においても、FRAND 範囲未満の額の預託が命じられていることが理解できよう。また、その提供先は、原告ではなく裁判所であり、現金による預託を原則とすることが明らかとなった。

IV 救済制度全体から見た裁定命令（緊急型）の位置づけと意義

本章では、インドにおける SEP 救済制度全体からみた裁定命令（緊急型）の位置づけについて確認する。また、同命令がインドにおける SEP 救済制度全体に与えた影響と意義について論じる。まず、1 において、訴訟手続中の各段階での救済制度の概要を示したのち、2 において、中間段階での救済内容、3 において、終局判決時の救済内容についてそれぞれ確認する。その上で、4 において、裁定命令（緊急型）がインドにおける SEP 救済制度全体に与えた影響と意義について論じる。

1 訴訟手続段階別の救済の概要

ここでは、SEP 侵害訴訟における各段階の救済の概要について述べる。表 4.1 に、左から提訴からの順に各段階における救済を、所有権ルールに基づくものと、賠償責任ルールに基づくものとに分けて記す。なお、実際には中間段階の審理と併行して、緊急段階の審理が行われることもあり、必ずしも不可逆的にこの順に審理が進むわけではない。

表 4.1 訴訟段階別の救済内容

	一方的段階	緊急段階	中間段階	終局段階
所有権ルール	一方的差止	—	仮差止	恒久的差止
賠償責任ルール	—	暫定実施料提供 (裁定命令 (緊急型))	暫定実施料提供 (裁定命令 (中間段階型)・同意命令)	損害賠償 不当利得

インドの救済の特徴の一つに一方的侵害仮差止 (ex parte injunction) が比較的積極的に採用される点がある。一方的侵害仮差止とは、一方当事者の申立のみに基づく差止命令¹¹⁶⁾であり、通常は被告不在の中で差止命令が発令される。従前は、SEP 訴訟でも頻繁に発令されていたが、現在は発令される機会がなくなっている。一方的侵害仮差止が請求された場合には、訴訟はこの一方的段階から開始される。

次の段階は緊急段階である。既にみたとおり、発令要件を緩和した形で暫定実施料提供命令が発令されうる。ここでは、所有権ルールに基づく救済はない。既に、Ⅱ、Ⅲで述べてきたとおり、2023 年以降、本救済がインドの SEP 救済制度に本格的に加わるようになった。

その次の段階は中間段階であり、最後が終局段階である。いずれも所有権ルールと賠償責任ルールとが存在する。一方、後述する通り、所有権ルールが適用される場面は限定的であり、終局段階で恒久的差止が認められた事例はない。また、賠償責任ルールに基づく救済も発令要件や救済内容にはそれぞれ相違がある。

以下では、中間段階と終局段階について、その概要を示す。

2 中間段階での救済内容

インドにおける SEP 訴訟では、中間段階において侵害仮差止命令が発令されうる。しかし、これは被告側が契約の意思を全く示さない場合など限定的である¹¹⁷⁾。一方、侵害仮差止の代替手段として、暫定実施料提供命令が裁定命令 (仮差止要件充足型) として発令される。また、一方的段階において一方的侵害

116) 田中英夫編集代表『英米法辞典 (初版)』322 頁 (東京大学出版会、1991)。

117) 今浦・前掲注 13) 1143 頁。

仮差止が発令された後に、被告が暫定実施料提供命令への変更を求めた結果、中間段階において暫定実施料提供命令が発令されることがある。これには、裁判所に料金等の裁定を求める裁定命令（被告申請型）と、両当事者が暫定合意することで発令される同意命令とが含まれる。同意命令の場合は格別¹¹⁸⁾、中間段階において、裁定命令によって暫定実施料が提供される場合には、上記のインド司法の認める FRAND 範囲内の暫定実施料額が命じられている。

具体的には、SEP 保有者と第三者との契約を根拠に算出される事例が散見される。例えば、ERICSSON 対 MICROMAX 事件では、原告が、被疑侵害者と同等の立場にある 26 者と締結した契約に基づき暫定実施料提供命令が命じられている¹¹⁹⁾。また、この際に検討される第三者との実施契約は、単に裁判所に提出するのではなく、ときに秘密保持クラブ（Confidentiality Club）を活用し、営業秘密等を黒塗りした上で、契約書の契約内容等を両当事者間で秘密裏に確認する実務が確立している¹²⁰⁾。

ここで設定される暫定実施料は、インド司法の認める FRAND 範囲の中でも比較的高率となっている。例えば、DOLBY を原告とする一連の訴訟では、原告が締結した最高レートは 1 ユニット当たり 38 ルピー¹²¹⁾、最低レートは同 8 ルピー¹²²⁾であるのに対し、裁判所によって認容された額は、その 90% に相当する 34 ルピーであった¹²³⁾。

118) 同意命令は、あくまで両当事者の合意に基づくため、FRAND 範囲未満の額で合意することもあり得る。例えば、IDC 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(4)）では、両当事者は当初、被疑侵害者のカウンターオファーの額を銀行保証で原告に提供することで暫定合意しており、銀行保証には、当該額が FRAND 範囲未満であることが明記されている（*See judgement cited supra note 28, para. 75.*）。

119) *See Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) v. Mercury Electronics & Anr.*, 2014: DHC: 5940.

120) 例えば、ERICSSON 対 LAVA 事件（*See Lava International Limited v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson*, 2024: DHC: 2698, paras. 26-27.）。ただし、暫定実施料提供命令発令後に秘密保持クラブが形成される場合も多い。また、同命令発令前に秘密保持クラブが形成されていても、ERICSSON 対 LAVA 事件のように、特許権者と第三者との契約以外の算出根拠に基づいて暫定実施料が算出されるなど、秘密保持クラブの結果がどのように反映されたのかが不明な事件もある。

121) *See Dolby International AB & Anr v. Das Telecom Private Limited & Ors*, CS (COMM) 1426/2016 (Delhi High Court, 27/10/2016), para. 8.

ERICSSON を原告とする一連の訴訟でも比較的高率の実施料が命じられている。例えば、インド国外に商品を輸出していない MICROMAX の料率は、以下のとおりである。

表 4.2 ERICSSON 対 MICROMAX 事件における暫定実施料

対応標準	タームシート	同意命令 ¹²⁴⁾	裁定命令 ¹²⁵⁾
	2012/11/05	2013/03/19	2014/11/12
GSM	1.25%	1.25%	0.8%
GSM・GPRS	1.75%	1.75%	0.8%
GSM・GPRS・EDGE	2%	2%	1.0%
WCDMA/HSPA	2%	2%	1.0%

※「タームシートは」、訴訟提起前に原告が被告 MICROMAX に対して提示したもの¹²⁶⁾。日付は、オファー日又は発令日。料率のベースは携帯電話やデバイス等の純販売額。

ここで、上記の「同意命令」は、被告 MICROMAX に対し、一方的仮差止命令が発令されてからおおよそ2週間後に、両当事者の暫定合意に基づき発令されたものである。表 4.2 から、両当事者が合意した料率は、SEP 保有者である ERICSSON が、国内外の実施分を問わずに SEP 無権実施者である MICROMAX に対して求めたものと同率であることが分かる。

表 4.2 には、「裁定命令」の欄に、その後、原告が提出した、被告と同等の立場にある 26 者との契約を基に算出した結果も示している。原告が被告に対して国内外の実施を問わずに示した料率と比較すると約 45-65% 程度の額を提供する

122) See *Dolby International AB & Anr v. Das Telecom Private Limited & Ors*, CS (COMM) 1425/2016 (Delhi High Court, 10/12/2019), para. 3. 暫定実施料提供命令の発令後に、原告が第三者の契約を秘密保持クラブに提出した結果、同 8 ルピーの契約があったことが明らかとなっている。

123) See *Dolby International AB & Anr v. Das Telecom Private Limited & Ors*, CS (COMM) 1425/2016 (Delhi High Court, 27/10/2016), para. 13.

124) See *Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ) v. Mercury Electronics & Anr.*, CS (OS) 442/2013 (Delhi High Court, 19/03/2013), para. 3.

125) See judgement cited *supra* note 119, para. 2. 上記の料率は、提訴から 2015 年 11 月 12 日までの料率であり、その後の実施期間については、対応標準によっては料率が上がる旨も判示されている。

126) See order cited *supra* note 124, para. 3.

よう命じられている。

これらのことから、中間段階では、インド司法の認める FRAND 範囲の暫定実施料が命じられていることが分かる。加えて、一方的仮差止が発令された後に被告が被疑侵害行為の継続を望んだ場合、被告が不利な条件で暫定合意をしていること、SEP 保有者が SEP 実施者と結ぶ実施契約には相当の幅があることも分かる。

なお、暫定実施料は、①原告への現金ないし定期預金証書 (FDR) 等の現金化可能な有価証券 (以下、「現金等」という) の仮払いをすることが原則である¹²⁷⁾が、被告が遅延戦略を採用しないなどの不利益を請け負うことで、②裁判所への現金等の預託が認められる場合がある¹²⁸⁾。また、被告側が財務上の困難性を主張することにより、③裁判所への銀行保証の預託に変更される場合もある¹²⁹⁾。

3 終局判決時の救済内容

インドにおける終局判決時の主要な救済は、我が国同様、恒久的差止と損害賠償である。不当利得請求権も認められている¹³⁰⁾。損害賠償は、填補損害賠償に加えいわゆる懲罰的賠償も認められる。

インドにおける SEP 訴訟は、その多くが和解によって終結する。このため、終局判決が発令されたのは PHILIPS 対 BANSAL 事件¹³¹⁾と ERICSSON 対

127) See judgement cited *supra* note 45, para. 151.

128) See order cited *supra* note 121, para. 11. 次回口頭審理が何らかの理由で開かれない場合、裁判所に預託した金銭は、原告に開放する (原告が銀行保証を提供することが条件) 旨判示されている。

129) See *Koninklijke Philips N.V. v. Xiaomi Inc & Ors.*, CS (COMM) 502/2020 (Delhi High Court, 03/06/2021). 被告がインドの銀行口座に 100 億ルピーを保持する旨表明したことを受け、裁判所は、被告に対し、いかなる時点においても銀行口座に同額を保持するよう命じていた。その後、被告は、銀行口座に前記の額を維持することは、財務上困窮に陥るとして、同命令の撤回又は代替手段として前記と同額の銀行保証を提供する暫定実施料提供命令への変更を求めた。裁判所は、被告の主張を認め、同額の銀行保証を裁判所に提出するよう命じた。

130) インド特許法第 108 条にそれぞれ規定されている。

131) 終局判決は、*Koninklijke Philips Electronics N.V. v. Rajesh Bansal, Sole Proprietor, Mangalam Tehcnology*, 2018: DHC: 4111.

LAVA 事件¹³²⁾の2件にとどまる。これら2件は、いずれも訴訟提起からおおよそ9年を要している。その結果、いずれの事件でも、終局判決時には、係争特許は保護期間の満了により失効しており、恒久的差止が認められなかった¹³³⁾。すなわち、インドでは、制度としては所有権ルールと賠償責任ルールとを備えているにもかかわらず、実体上は賠償責任ルールのみ利用可能な状態となっている。

また、損害賠償の一類型として、実施料に基づくことが認められている¹³⁴⁾。そして、損害賠償を認めるか否かは裁判所の裁量である¹³⁵⁾。上記の2事件では、いずれも損害賠償が認められている。以下では、填補損害賠償分についてみることにする。

最初に終局判決が発令されたのは、PHILIPS 対 BANSAL 事件である。本事件はインドで最初に訴訟提起された SEP 事件であり、最初に暫定実施料提供命令が発令された事件でもある¹³⁶⁾。同事件では DVD プレイヤー 1 台当たり 45 ルピー（1 USD 相当）の暫定実施料の提供が同意命令として発令されていた。2018 年に発令された終局判決では、填補損害賠償額は、訴訟提起から 2010 年 5 月 27 日までについて同 3,175 USD、2015 年 5 月 28 日から 2015 年 2 月 12 日までが同 1.90 USD とされた¹³⁷⁾。

132) 終局判決は、Lava International Ltd. v. Telefonaktiebolaget LM Ericsson (Publ), 2024: DHC: 2698.

133) See judgement cited *supra* note 131, para. 14, and judgement cited *supra* note 132, paras. 46 & 682.

134) P. NARAYANAN, PATENT LAW, 624 (4th ed. 2017).

135) *Id.* at 620.

136) 今浦・前掲注 13) 1103 頁。

137) See judgement cited *supra* note 131, para. 14.

なお、Sidak は、一般論として、暫定実施料提供命令発令時には知りえなかった新たな事実を裁判所が知るのであれば、暫定実施料と異なる FRAND 実施料を裁定する正当な理由はないとの予想をしていた (See J. Gregory Sidak, *Chapter 21 FRAND in India*, in THE CAMBRIDGE HANDBOOK OF TECHNICAL STANDARDIZATION LAW; ANTI-TRUST AND PATENTS 345 (Jorge L. Contreras, ed., 2017), available at <https://www.cambridge.org/core/books/abs/cambridge-handbook-of-technical-standardization-law/frand-in-india/F4F5C0946CA5C4A28B93312525E633C3>.)。

また、Shapiro は、暫定支払い額が、差止脅威下で両当事者が交渉して決定するであろう実施料よりも低額である場合、SEP 無権実施者には和解のインセンティブがなくなる旨主張していた。本件が終局判決まで和解に至らなかったことは、Shapiro の当該主張の正しさを証明する結果ともなったと言える (See Shapiro, *supra* note 9 at 14.)。

ここで、実施料相当額から損害賠償額を算定する場合、正当に実施権を有する実施者が支払っている「通常」受けるべき金銭とすべきか、訴訟当事者間の具体的事情を考慮した妥当な実施料相当額とすべきかという議論がある¹³⁸⁾。本事件では、この点が論点となった。原告は、通常の実施者に対しては、Compliant rateとして同3.175 USDを適用し、契約に応じない実施者に対しては、Standard rateとして同4.58 USDを適用していると主張しつつも、被告にはFRANDであるCompliant rateを求めた¹³⁹⁾。被告に実施料率に関する立証責任が課されていたにもかかわらず¹⁴⁰⁾、被告は原告の主張に対して反証する証拠を提出しなかったため、原告の主張するCompliant rateの満額が認められた。一方で、Standard rateが認められるか否かについての判断はなされなかった。ただし、同判決において、両当事者の非公式な交渉を考慮した損害賠償モデルを採用することは、実施料を確定する際に一般的に受け入れられる原則である旨述べられている。その上で、SEPの合理的実施料についても、FRAND条件に限らず、発明によってもたらされる増分利益である旨も述べられている。一般にFRAND料率は低く抑えられること、利益増分が期待できない状態で実施を継続することは想定しづらいことを考えると、今後、FRAND範囲を超える実施料が認められる可能性は十分にあると言えよう。

また、2件目の事件では、無効の抗弁の重要性を確認できる。ERICSSON対LAVA事件における終局判決では、裁判所は、2015年11月に原告が被告に対して提示した料率の87.5%であるデバイスあたり1.05%を侵害期間全般に適用した¹⁴¹⁾。なお、減額された理由は、訴訟審理において、係争特許8件中1件を無効と判断したことに基づき、原告のポートフォリオ全体について、その12.5%が無効であると推定されたことによる¹⁴²⁾。

138) 我が国特許法は平成10年法改正により「通常」の文言を削除している。法改正前の規定では、特許発明の価値、当事者の業務上の関係、侵害者の得た利益等の訴訟当事者間において生じている諸般の事情が考慮されず、「侵害し得」となってしまうとの問題点が指摘されていた（特許庁総務部総務課制度審議室編「令和元年 特許法等の一部改正 産業財産権法の解説」11頁（発明推進協会、2020））。

139) See judgement cited *supra* note 131, para. 13.1.

140) *Id.* para. 13.10.

ここで、損害賠償の料率は、無効により減額されてもなお、原告 ERICSSON が同一の SEP を係争特許とする別訴において得ていた暫定実施料よりも高率である点¹⁴³⁾は注目に値する。PHILIPS 対 BANSAL 事件でも、暫定実施料よりも高率の、原告の主張する Compliant rate の満額であった。損害賠償において暫定実施料よりも高率の損害賠償を課されうことは、SEP 無権実施者にとっては和解のインセンティブとなる。他方で、無効の主張により低率を勝ち取る可能性はこのインセンティブをオフセットする。いずれが勝るかは事案ごとの判断となろう。

ちなみに、ERICSSON 対 LAVA 事件で最終的に認容された填補損害賠償額は約 24 億ルピーであった¹⁴⁴⁾。さらに、LAVA に対し、原告が要した実際の訴訟費用を負担するよう命じた¹⁴⁵⁾。裁判所はその理由として、LAVA が誠実に交渉しなかったことが訴訟を引き起こしたことや、原告が訴訟前や訴訟期間中に何度も和解の申出をしたが LAVA が受け入れず、カウンターオファーもしなかったことを挙げた。なお、被告が負担すべき訴訟費用には、弁護士費用も含まれており、相当程度高額に及ぶことは想像に難くない。

また、PHILIPS 対 BANSAL 事件では、懲罰賠償が認められている¹⁴⁶⁾。しかし、50 万ルピーと比較的低額であり、被告の一人が原告の元従業員であった¹⁴⁷⁾

141) See judgement cited *supra* note 132, para. 820. この際に用いた料率は、ERICSSON が第三者との間で締結したグローバル特許ライセンス契約に基づいて算出された。被告 LAVA の実施国がインドとネパールのみであったことから、Gour は、グローバル料率を適用したことの公平性に疑義を唱えた (See Praharsh Gour, *Looking for the Reasons in the Delhi High Court's FRAND Determination in the Ericsson- Lava SEP Case- Part II*, SPICYIP (Apr. 24, 2024), <https://spicyip.com/2024/04/some-thoughts-on-the-fairness-of-the-delhi-high-courts-ericsson-lava-frand-determination-part-ii.html> (last visited Aug. 09, 2024).)。

142) *Id.* paras. 697-712, 820.

143) 原告を ERICSSON とする他の事件における暫定実施料は、デバイス当たりの純販売額に一定額を乗算することで算出される定率型であった。これに対し、本事件は発令時に一定額を提供する一時金型であった。このため、デバイス当たりの実施料率は暫定実施料提供時には定められていなかった。

144) See judgement cited *supra* note 132, para. 826.

145) *Id.*, paras. 827-836.

146) See judgement cited *supra* note 131, paras. 13.11-13.13.

147) *Id.*, para. 13.13.

という特殊な要因に基づくものであるため、本稿での議論の対象からは除くこととする。

4 裁定命令（緊急型）の意義とインドの SEP 救済制度に与えた影響

既に述べてきたとおり、インドの SEP 救済制度に対して、2023 年以降、緊急段階における暫定実施料提供命令（裁定命令（緊急型））が本格的に追加されることとなった。裁定命令（緊急型）は、その発令要件が緩和されており、SEP 無権実施者が HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（Ⅰ 1 参照）に沿って預託を行っていない場合や当該預託額が不十分な場合、預託額としては十分でも当該担保をインドの裁判所が執行可能でない場合などは、提訴から数日以内に暫定実施料の提供を命じられうる。

裁定命令（緊急型）によって命じられる金額は、Ⅲで確認したとおり FRAND 範囲未満に抑えられている。このことは、仮差止の要件充足性を検討しない中で発令されることを考えれば、両当事者のバランスをとったものと言える。

ここで、「FRAND 範囲未満の金額を意図して発令したにもかかわらず、実際には、その範囲内やむしろ超過する額となっていることはないのか¹⁴⁸⁾」という疑問が生じる。仮にそのような額に設定された場合、SEP 無権実施者としては、不合理に高い額を預託させられるとともに、当該額が FRAND 範囲未満であると裁判所によって認定された状態となっている。しかし、この状況に対しては SEP 無権実施者からの変更申請によって、妥当な実施料額相当に変更可能である¹⁴⁹⁾。不十分な証拠に基づいて裁定命令（緊急型）を発令したとしても、それに対抗する証拠を有する者からの申請により妥当な実施料相当に暫定実施料の提供額を調整する機能を有する、SEP 無権実施者側にも配慮された制度と言える。

次に、裁定命令（緊急型）が後の手続きに与える影響について検討する。裁定命令（緊急型）は、中間段階である第 39 オーダー第 1、第 2 規則に基づく仮差

148) 裁定命令（緊急型）は不十分な情報に基づいて発令される。例えば、発令にあたり、この段階では、FRAND 料率を提供するよう指示するわけではないので、被告と同等の立場にある者との契約を提出する必要はない旨、判示されている（*See judgement cited supra* note 25, para. 88.）。

149) 例えば、ATLAS 対 TP-LINK 事件（Ⅱ 2(2)）。

止申請、又は、最終段階において適切な救済を給付する裁判所の権限と能力を温存することを意図していた。果たして、裁定命令（緊急型）は、その後の中間段階や最終段階に何らの影響も与えていないのであろうか。

まず、中間段階との関係について検討する。そもそも、裁定命令（緊急型）は、インドCPC第39オーダー第1、第2規則の審理結果が発令されるまでの間の担保を確保するための手段である¹⁵⁰⁾。したがって、裁定命令（緊急型）が発令された後は、中間段階に進むべきものと解される。しかし、裁定命令（緊急型）は、広義の中間命令¹⁵¹⁾とされ、IDC対OPPO事件（Ⅱ2(4)）の第一審では、インドCPCオーダー第1、第2規則に基づく中間申請と、インドCPC第151条に基づく中間申請とは、同時に処理された¹⁵²⁾。この場合、裁定命令（仮差止要件充足型）乃至は仮差止に対する審理は処理済という状態にある。したがって、原告には、上記中間段階における救済を求めずに、本案審理に進む選択肢が与えられることになる。また、NOKIA対OPPO事件（Ⅱ2(1)）では、裁定命令（緊急型）が発令された後、裁判所は保留中であったインドCPCオーダー第1、第2規則に基づく中間申請の判決について保留を解除した上で、本案審理に移行することを提案した¹⁵³⁾。このことから、裁定命令（緊急型）の後に、中間段階に移行しなければならないわけではないことが分かる。原告には、所定額の担保を確保したことにより、中間段階の審理を省くという選択肢が与えられることとなる。

一方で、SEP保有者は、訴訟係属中の暫定救済として、裁定命令（緊急型）

150) See judgement cited *supra* note 28, para. 51.

151) *Id.*

152) See judgement cited *supra* note 69, para. 24.

153) See *Nokia Technologies Oy v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp Ltd & Ors.*, CS (COMM) 303/2021 (Delhi High Court, 06/09/2023), para. 14. 本事件では、本案審理においてFRAND料率を決定する地域について折り合いがつかなかったため、本案審理に移行することはできなかった。このため、中間段階の中間申請について判決予告がなされた。すなわち、原告はグローバル実施分についてFRAND料率を決定することを求めたのに対し、被告がインド実施分に限定することを求めた（See *Nokia Technologies Oy v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp Ltd & Ors.*, CS (COMM) 303/2021 (Delhi High Court, 29/11/2023), paras. 9-14.）。その後、同判決が発令される前に両当事者は和解している（See *Nokia Technologies Oy v. Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp Ltd & Ors.*, 2024: DHC: 1291.）。

による FRAND 範囲未満の額の救済を不十分であると考えられる場合がある。すなわち、担保の額として妥当な実施料額相当を欲する場合、裁判所への預託でなく自身への仮払いを望む場合などが考えられる。そのような場合には、SEP 保有者は裁定命令（仮差止要件充足型）乃至は仮差止を求めて中間申請を行うことができる。なお、侵害仮差止については、被告が実施許諾を得る意思を全く示さない場合などに限定されているので、発令の可能性は高くはないであろう。

また、SEP 無権実施者からすると、所定額の担保は提供しているものの、当該額は、インド司法の認める FRAND 範囲未満であり、依然として unwilling licensee であるという立場に変化はない。この結果、中間段階での仮差止命令や、終局段階での恒久的差止命令を発令される危険性がある。これに対して、SEP 無権実施者は、同意命令や自身による中間申請により FRAND 範囲内の額となるよう暫定実施料の額を変更することができる。その際、インド司法の認める FRAND 範囲については、秘密保持クラブを通じて共有される SEP 保有者と第三者との契約から正確に把握ができる。この点からも、手続き上 SEP 無権実施者に配慮がなされている。また、このことは、SEP 保有者にとっても、当初は FRAND 範囲未満の額であっても、程なくして FRAND 範囲内の暫定実施料が提供されることを意味する。審理に時間を要する裁定命令（仮差止要件充足型）による救済を申請せずとも、SEP 無権実施者からの自発的な対応が期待できるのである。

次に、終局段階との関係について検討する。ここで重要なのは、上記で述べた通り、中間段階において、裁定命令（仮差止要件充足型）の審理を省略できる点である。審理に長期間を有するインドでは、終局段階までに何らかの暫定救済を得るために中間申請をすることが一般的である。裁定命令（緊急型）によって暫定救済を得たことにより、裁定命令（仮差止要件充足型）の審理を省略した場合、審理期間は必然的に短縮される。その結果、期間満了による特許権の失効前に終局判決が判示されうることとなる。換言すると、これまでは実質上期待できなかった恒久的差止命令が発令されうことを意味する¹⁵⁴⁾。裁定命令（緊急型）は、特許制度が本来予定している救済を回復させる役割を果たしたものとも言えるのである。

上記議論を、当事者の立場から換言する。SEP保有者にとっては、裁定命令（緊急型）は、裁定命令（仮差止要件充足型）とは異なり、無担保のままの期間が長期に及ぶことがなく、発令時の提供額は低くても、程なくして実施料相当額の暫定実施料を得ることを可能にする制度であると言える。また、その後の手続きにおいて、恒久的差止を得ることを期待できる制度であるとも言える。また、SEP無権実施者にとっては、最低限の提供額で争うことを許容する制度であると言える。特許の有効性や侵害の有無等に勝機を見いだしている場合には、FRAND範囲の暫定実施料を提供することなく、争うことができる。また、差止の危険性を危惧する場合には、自らの中間申請により、FRAND範囲の暫定実施料に変更することで、その危険性を回避することができる。その際、一方的仮差止下の切迫した状況で交渉するわけではないため、暫定実施料が過大にはならないのである。また、第三者の視点からみても、SEP無権実施者が、早期に妥当な暫定実施料を提供することは、公平な競争環境で争うことを可能にする歓迎すべき状況となる。

してみると、救済制度全般を通して見たとき、裁定命令（緊急型）は、それ以前の救済制度が有していた欠点を補完し、SEP保有者、SEP無権実施者それぞれに利益と選択肢を付加するものであると言える。また、迅速な結果を得ることを可能にすることにより、公平な競争環境を早期に形成することにも貢献している。そして、このような効果をもたらす背景には、恒久的差止という所有権ルールに基づく救済が存在している事を忘れてはならない。

V むすびにかえて

以上、インドでのSEP侵害訴訟について、2023年以降に本格的に発令される

154) 実際、審理の短期化を望んでのことか、ATLAS対TP-LINK事件（II 2(2)）では、特許権者は係争特許を2件に絞っている。これには、実施料算定の基礎を係争特許に限定するのでなく、ポートフォリオ全体とすること（*See judgement cited supra note 45, paras. 105-111.*）、一方で、係争特許のうち1件でも侵害していれば、差止を認めるとしたことも影響しているであろう。同判決では、当該係争特許を「銀の弾丸（silver bullet）」と呼んでいる（*Id. paras. 99-104.*）。

こととなった緊急暫定命令による暫定実施料提供命令について分析を行った。

第Ⅰ章では、SEP 紛争を巡る世界の状況について概観した後、インドの SEP 訴訟の 2023 年以降の潮流を述べた。すなわち、同年、裁定命令（緊急型）が台頭し、新展開を迎えていることを確認した。

第Ⅱ章では、裁定命令（緊急型）の発令要件について以下の要件が課されることを明らかにした。

A—1) 被告による係争特許の必須性、有効性に対する主張を考慮しても、原告が SEP を有している、かつ

A—2) 原告が HUAWEI 対 ZTE 事件判決に基づく欧州の交渉規範（ⅠⅠ参照）に則って交渉している

B—1) 被告が、同欧州の交渉規範に則った交渉をしていない、又は

B—2) インド裁判所による執行管轄権が、被告の提供した担保に及ばない

また、同欧州の交渉規範についてのインド司法の解釈や、SEP 無権実施者が同欧州の交渉規範に則って銀行保証を提供する際の留意点についても述べた。

第Ⅲ章では、裁定命令（緊急型）の救済内容について、暫定実施料の金額を FRAND 範囲未満としていること、原則として裁判所への現金等の預託により提供していることについて述べた。

第Ⅳ章では、インドにおける SEP 救済制度全般から見た裁定命令（緊急型）の位置づけと意義を検討した。一方的段階、緊急暫定段階、中間段階、終局段階における救済制度について概観した。そして、裁定命令（緊急型）が発令される緊急暫定段階では、FRAND 範囲未満の暫定実施料の提供が命じられるのに対し、中間段階では、FRAND 範囲内の暫定実施料の提供が命じられること、終局段階では中間段階よりも高率の損害賠償を命じられることを確認した。また、終局段階においては、恒久的差止が制度上備わっているにもかかわらず、審理の長期化により、実質上機能していないことについて述べた。その上で、裁定命令（緊急型）が中間段階や終局段階に与える影響について分析した。裁定命令（緊急型）は、中間段階の審理を省略することができ、終局段階において恒久的差止が機能することを期待させる制度であることを明らかにした。また、裁定命令（緊急型）自体は、FRAND 範囲未満の額であっても、SEP 無権実施者が自発的に

FRAND 範囲の額の暫定実施料を提供することを促す制度であることを確認した。このことにより、SEP 保有者、SEP 無権実施者、SEP 保有者から実施許諾を得て事業を実施する者、それぞれに利益がある点を示した。

以上により、裁定命令（緊急型）の暫定実施料提供命令について、それ自体の法的性質、及び同命令が加わったことによりインドにおける SEP 救済制度がどの様に変容したかについて、一定の結論を得た。ただし、本稿では、十分に検討を行えなかった点も多々存在する。例えば、単に FRAND と言っても、様々な論点がある。一例としては、ロイヤルティベースについて、最小販売可能特許実施単位（Smallest Salable Patent Practicing Unit）と、市場全体価値（Entire Market Value）のいずれを採用するかといった論点や、個々の SEP の価値を独立に評価して料率を算出する考え方（ボトムアップ型）と、特定の標準に係る SEP 全体の貢献が算定の基礎に占める割合を算定し、その後、個々の SEP に割り当てるという考え方（トップダウン型）などのいずれを採用するかといった論点である。本稿では、裁定命令（緊急型）に着目して、主にその額がインド司法の認める FRAND 範囲にあるか否かについて議論したものの、上記の論点についてはほとんど扱えていない。また、インドの SEP 救済制度をより正確に把握するためには、米欧の類似制度との比較も必要であろう。これらの点について、詳細な分析を重ねることで、暫定実施料提供命令、ひいてはインドにおける SEP 救済制度がより鮮明になっていくであろう。

裁定命令（緊急型）は、SEP に関する紛争解決制度として、様々な多様性があることを示すものである。特に、合理的な実施料を可能な限り正確に算定することが裁判所の果たすべき最も重要な機能と考えられてきた¹⁵⁵⁾ところ、敢えて FRAND 範囲未満の額を裁判所が認定するというこれまでにない逆転の発想は、各国の制度設計担当者にとって重要な示唆を与えるであろう。

ただし、裁定命令（緊急型）がインドにおける SEP 救済の主流となるかは、いまだ不透明である点も付言したい。裁定命令（緊急型）の発令の可能性を肯定した 2023 年 3 月の ERICSSON 対 INTEX 事件（Ⅱ 2(1)参照）以降、デリー高裁

155) See Shapiro, *supra* note 9 at 10. ただし、Shapiro は ongoing royalty 制度の文脈で述べていることについては留意が必要である。

には多数の SEP 侵害訴訟が提起されている¹⁵⁶⁾。これらの案件の原告には、従前からインドで SEP 侵害訴訟を行っていた者¹⁵⁷⁾以外の新規参入者も多く名を連ねる¹⁵⁸⁾が、同事件以降、裁定命令（緊急型）の発令が明らかとなっているのは、本稿で説明した4件が全てである（2024年7月末現在）。そして、NOKIA 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(1)）や PHILIPS 対 OPLUS 事件（Ⅱ 2(2)）では、裁判所に裁定命令（緊急型）を発令する権限があるか否かが争点であったこともあって審理に相応の時間を要し、提訴後迅速に裁定命令（緊急型）が発令された事例は、ATLAS 対 TP-LINK 事件（Ⅱ 2(2)）に限られる。また、2024年5月31日の IDC 対 OPPO 事件（Ⅱ 2(4)）の控訴事件判決において、「緊急暫定命令は広義の中間命令であり、裁判所は、争われた事件では何らかの暫定救済を給付する前に一応有利な事件であるとの心証を形成しなければならない¹⁵⁹⁾」旨を判示したことは、SEP 無権実施者に対して、裁定命令（緊急型）の発令前に積極的に争う動機づけを与えるであろう。

してみると、多数の事例を蓄積して判例法理を確立、発展させ、なお発展途上にあるインドについて、今後も注目して分析をしていく必要があろう。

156) デリー高裁における、2019年から2022年の4年間の SEP 侵害訴訟の平均受理件数は3件。これに対し、2023年は9件の新受案件を受理している。また、2024年も5月末までに既に4件の新受案件を受理している。これに加え、2024年7月には、QUALCOMM もインドで SEP 侵害訴訟を提起している。

157) 具体的には、PHILIPS、ERICSSON、VRINGO、DOLBY、FRACTUS、NOKIA、INTERDIGITAL TECHNOLOGY CORPORATION の7者。

158) 具体的には、IMMERSION CORPORATION、VOICEAGE EVS LLC、CONQUEROR INNOVATIONS PRIVATE LIMITED、LARGAN PRECISION CO. LTD、ATLAS GLOBAL TECHNOLOGIES LLC、LG ELECTRONICS INC.、IMBERATEK LLC、SUN PATENT TRUST、QUALCOMM INCORPORATED の9者。なお、案件の抽出は、デリー高裁の HP に基づくが、Pravin Anand「Overview of Indian Judicial System And IP Litigation」インド司法制度・知財訴訟セミナー資料14頁（2024）も参考とした。

159) See judgement cited *supra* note 28, para. 99.